

議案第19号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市公契約条例 検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市公契約条例 検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人
	<u>宝塚市パークマネジメント計画等審議会</u>	<u>宝塚市パークマネジメント計画及び宝塚市街路樹管理計画の策定及び推進についての調査、審議に関する事務</u>	<u>8人以内</u>	<u>知識経験者 4人以内</u> <u>市内の公共的団体の代表者 2人以内</u> <u>公募による市民 1人</u> <u>関係行政機関の職員 1人</u>

--	--	--	--	--

議案第20号

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市平和基金条例(平成7年条例第2号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(委任) <u>第5条</u> この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用益金の処理に関し必要な事項は、別に市長が定める。</p>	<p>(処分) <u>第5条</u> 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(委任) <u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、基金の管理_____に関し必要な事項は、別に市長が定める。</p>

議案第21号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に12,000円を加算する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に12,000円を加算する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第22号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>支援法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>支援法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>支援法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>支援法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>支援法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>支援法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>支援法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>支援法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>支援法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>支援法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>支援法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>支援法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</p>

子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教

子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、支援法第19条第2号又は第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条各号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教

育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適

育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適

切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条_____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条

切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた支援法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条

第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、設備等基準条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、支援法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、設備等基準条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める支援法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支

援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「支援法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用で

援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「支援法第19条第1号又は第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用で

きるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の

きるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支援法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の

規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(延長保育料)</p> <p>第7条 教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。</p> <p>(1) 支援法第19条第1項第2号に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 別表第1に定める額</p> <p>(2) 支援法第19条第1項第2号に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)及び同項第3号に該当する者 別表第2に定める額</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の特例)</p> <p>第4条 当分の間、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。</p>	<p>(延長保育料)</p> <p>第7条 教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。</p> <p>(1) 支援法第19条第2号_____に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 別表第1に定める額</p> <p>(2) 支援法第19条第2号_____に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)及び同条第3号に該当する者 別表第2に定める額</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の特例)</p> <p>第4条 当分の間、支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。</p>

宝塚市立保育所設置条例(昭和30年条例第23号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用の資格)</p> <p>第7条 保育所において保育及び時間外保育を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子ども(支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用の資格)</p> <p>第7条 保育所において保育及び時間外保育を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子ども(支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 子ども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を受けることができる者は、<u>前項各号</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第8条 子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 子ども発達支援センターにおいて障害児相談支援を受けた者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>5 子ども発達支援センターにおいて計画相談支援を受けた者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 子ども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を受けることができる者は、<u>第1項各号</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第8条 子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 子ども発達支援センターにおいて障害児相談支援を受けた者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>5 子ども発達支援センターにおいて計画相談支援を受けた者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(略)</p>

宝塚市立身体障害者支援センター条例(平成17年条例第40号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 障害福祉サービス事業の目的で支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する在宅の身体障害者で、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの又は身体障害者福祉法_____第18条第1項の規定による措置を受けたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する主務省令で定める便宜を供与する事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 障害福祉サービス事業の目的で支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する在宅の身体障害者で、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定による措置を受けたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

事業	利用料金
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準(以下「費用基準」という。)により算定した費用の額と市長が定める同条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)の額との合計額

(改正案)

事業	利用料金
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準(以下「費用基準」という。)により算定した費用の額と市長が定める同条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)の額との合計額

議案第 23 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>特定地域型保育事業の運営に関する基準</u></p> <p>第1節 <u>利用定員に関する基準(第37条)</u></p> <p>第2節 <u>運営に関する基準(第38条—第50条)</u></p> <p>第3節 <u>特例地域型保育給付に関する基準(第51条・第52条)</u></p> <p>附則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>特定地域型保育事業の運営に関する基準</u></p> <p>第1節 <u>利用定員に関する基準(第37条)</u></p> <p>第2節 <u>運営に関する基準(第38条—第50条)</u></p> <p>第3節 <u>特例地域型保育給付に関する基準(第51条・第52条)</u></p> <p>第4章 <u>雑則(第53条)</u></p> <p>附則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p>

の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第26条 削除

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記

載事項」という。)とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

議案第24号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 事業所内保育事業(第42条―第47条)</u></p> <p>附則 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項並びに第17条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 事業所内保育事業(第42条―第47条)</u> <u>第6章 雑則(第48条)</u></p> <p>附則 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項並びに第17条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研</u></p>

修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第14条 削除

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3～5 (略)

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
 新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

議案第25号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の規定に基づ く事務について、1件につき別表第1に定める 手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。別表第1において「改正法」という。)</u>附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(<u>昭和36年法律第191号。別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。</u>)の規定に基づ く事務について、1件につき別表第1に定める 手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

名称	事務の区分	金額
(1) 宅地造成工 事許可申請手 数料	宅地造成等規制法	
	第8条第1項	
	本文の規定に基づく 宅地造成に関する工 事の許可の申請に対 する審査	
(2) 宅地造成工 事変更許可申 請手数料	宅地造成等規制法	
	第12条第1項	
	の規定に基づく宅地 造成に関する工事の 計画の変更の許可の 申請に対する審査	

(改正案)

名称	事務の区分	金額
(1) 宅地造成工 事許可申請手 数料	改正法附則第2条第1	
	項の規定によりなお	
	従前の例によること	
	とされた旧宅地造成	
	等規制法第8条第1項	
	本文の規定に基づく 宅地造成に関する工 事の許可の申請に対 する審査	

(2) 宅地造成工 事変更許可申 請手数料	改正法附則第2条第1 項の規定によりなお 従前の例によること とされた旧宅地造成 等規制法第12条第1項 の規定に基づく宅地 造成に関する工事の 計画の変更の許可の 申請に対する審査		
-----------------------------	---	--	--

宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(都市景観デザイン審査)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 土地の形質の変更のうち、<u>宅地造成等規制法</u></p> <hr/> <p>__ (昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(都市景観デザイン審査)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 土地の形質の変更のうち、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例(平成17年条例第14号)新旧対照表
(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u></p> <hr/> <p>並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開発事業 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為(規則で定める行為を除く。)を行う事業をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>宅地造成等規制法</u> 第2条第2号に規定する宅地造成</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(開発協定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、特定開発事業者は、特定開発事業の実施に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は<u>宅地造成等規制法</u></p> <hr/> <p><u>第8条第1項の許可の申請</u>若しくは同法第11条の協議の申出を行う日までに開発協定を締結するように努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)</u>並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開発事業 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為(規則で定める行為を除く。)を行う事業をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>旧宅地造成等規制法</u>第2条第2号に規定する宅地造成</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(開発協定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、特定開発事業者は、特定開発事業の実施に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法</u>第8条第1項の許可の申請若しくは同法第11条の協議の申出を行う日までに開発協定を締結するように努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

議案第26号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】 備考 (略)</p> <p>別表第3(第2条関係)</p> <p>【別記2 参照】 備考 1～7 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記3 参照】 備考 1～5 (略)</p> <p>6 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)</u>第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。</p> <p>7～13 (略)</p> <p>14 この表において「モデル住宅法」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。</u></p> <p>15 <u>この表において「フロア入力法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。</u></p> <p>16 (略)</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】 備考 (略)</p> <p>別表第3(第2条関係)</p> <p>【別記2 参照】 備考 1～7 (略)</p> <p>8 <u>この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。</u></p> <p>9・10 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記3 参照】 備考 1～5 (略)</p> <p>6 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては<u>基準省令</u></p> <hr/> <p>第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。</p> <p>7～13 (略)</p> <p>14 <u>この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。</u></p> <p>15 この表において「モデル住宅法」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。</u></p> <p>16 (略)</p>

17 この表において「単位住戸」とは、基
準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定
する単位住戸をいう。

18～20 (略)

17～19 (略)

【別記1】

(現行)

名称	事務の区分	金額
(22) 建築物の容積率の特例許可申請手数料	建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(27) 建築物の高さの許可申請手数料	建基法第55条第3項各号_____の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
(32) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	建基法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請に対する審査	160,000円
(57) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築__認定申請手数料	建基法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	
(59) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築__許可申請手数料	建基法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	

(改正案)

名称	事務の区分	金額
(22) 建築物の容積率の特例認定申請手数料	建基法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(22)の2 建築物の容積率の特例許可申請手数料	建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(27) 建築物の高さの許可申請手数料	建基法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
(32) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	建基法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(32)の2 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建基法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(57) 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は増築等認定申請手数料	建基法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	

(59) 一敷地内 許可建築物以 外の建築物の 新築又は増築 等許可申請手 数料	建基法第86条の2第3項 の規定に基づく一敷地 内許可建築物以外の建 築物の新築又は増築等 の許可の申請に対する 審査		

【別記2】

(現行)

名称	事務の区分			金額		
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	性能評価書が添付されている場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円	
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円	
				複合住宅建築部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円

				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円
	非住宅部分	非住宅部分に係る適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	

						床面積の合計が1,000平方メートル以上の2,000平方メートル未満のもの	<u>35,000円</u>
						床面積の合計が2,000平方メートル以上の5,000平方メートル未満のもの	<u>104,000円</u>
						床面積の合計が5,000平方メートル以上の10,000平方メートル未満のもの	<u>154,000円</u>
						床面積の合計が10,000平方メートル以上の25,000平方メートル未満のもの	<u>201,000円</u>
						床面積の合計が25,000平方メートル以上の50,000平方メートル未満のもの	<u>243,000円</u>

		満のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のも	357,000円
非住宅部分に係る適合証が付されていない場合	建築物全体にエネルギー使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるものより算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 満のもの	96,000円 124,000円 163,000円 271,000円 347,000円

						ル以上	
						10,000平方	
						メートル未	
						満のもの	
						床面積の合	424,000円
						計が10,000	
						平方メート	
						ル以上	
						25,000平方	
						メートル未	
						満のもの	
						床面積の合	492,000円
						計が25,000	
						平方メート	
						ル以上	
						50,000平方	
						メートル未	
						満のもの	
						床面積の合	656,000円
						計が50,000	
						平方メート	
						ル以上のも	
						の	
					その	床面積の合	244,000円
					他の	計が300平	
					場合	方メートル	
						未満のもの	
						床面積の合	307,000円
						計が300平	
						方メートル	
						以上1,000	
						平方メート	
						ル未満のも	
						の	

									床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>397,000円</u>
									床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>575,000円</u>
									床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>703,000円</u>
									床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>839,000円</u>
									床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>953,000円</u>

			満のもの		
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,209,000円	
その他の場合					
合	共同住宅等		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円	
		複合住宅建築部分		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円

			物	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

(改正案)

名称	事務の区分			金額	
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	性能評価書が添付されている場合	一戸建ての	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
			住宅	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
		その他の場合			

共同住宅等	誘導仕様基	床面積の合	<u>38,000円</u>
	準により算	計が300平	
	出する場合	方メートル	
		未満のもの	
		床面積の合	<u>66,000円</u>
		計が300平	
		方メートル	
		以上2,000	
		平方メート	
		ル未満のも	
		の	
		床面積の合	<u>125,000円</u>
		計が2,000	
		平方メート	
		ル以上	
		5,000平方	
		メートル未	
		満のもの	
		床面積の合	<u>178,000円</u>
		計が5,000	
		平方メート	
		ル以上	
		10,000平方	
		メートル未	
		満のもの	
		床面積の合	<u>322,000円</u>
		計が10,000	
		平方メート	
		ル以上	
		25,000平方	
		メートル未	
		満のもの	
		床面積の合	<u>520,000円</u>

					計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
			その他の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
			合		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方	318,000円

			メートル未 満のもの	
			床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上 25,000平方 メートル未 満のもの	617,000円
			床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上 50,000平方 メートル未 満のもの	1,065,000円
			床面積の合 計が50,000 平方メート ル以上のも の	1,958,000円
複合 建築 物	住宅 部分	誘導仕様基 準により算 出する場合	床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	38,000円
			床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満のも の	66,000円
			床面積の合	125,000円

					計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方	77,000円
				合		

						方メートル	
						未満のもの	
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>130,000円</u>
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>228,000円</u>
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>318,000円</u>
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>617,000円</u>
						床面積の合計が25,000平方メートル以上	<u>1,065,000円</u>

					50,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	1,958,000円
					計が50,000	
					平方メート	
					ル以上のも	
					の	

【別記3】

(現行)

名称	事務の区分			金額	
(4) 建築物性能向上計画認定申請手数料	性能向上計画の認定申請に対する審査	その他の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
		複合建築物	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,045,000円

					以上50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のも	1,923,000円
(7)	建築物省エネ法第41条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	建築物省エネ法第41条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	その他の場合	共同住宅等	全ての住戸がフロア入力法又は仕様基準による場合	
				複合建築物	住宅部分	単位住戸の数が1である住宅部分の全ての住戸がモデル住宅法による場合、単位住戸の数が2以上で

				ある住 宅部分 の全て の住戸 がフロ ア入力 法によ る場合 又は全 ての住 戸が仕 様基準 による 場合	

(改正案)

名称	事務の区分				金額	
(4) 建築物性能向上計画認定申請手数料	性能向上 計画の認 定の申請 に対する 審査 費 性能向 上計画 認定申 請手 数料	その他の 場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合 その他 の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,000円 22,000円 37,000円 42,000円
		共同住宅等	全ての住戸が	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円 66,000円

	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
その他	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

複合建築物	住宅部分	全ての住戸が	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
		誘導仕様基準による	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
		場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方	1,045,000円

						メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
(7)	建築物省エネ法のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査	その他の場合	共同住宅等	全ての住宅がモデル住宅法又は仕様基準による場合		
				複合建築物	住宅部分	全ての住宅がモデル住宅法又は仕様基準による場合	

議案第27号

宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例(平成18年条例第65号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(斜面地建築物の構造の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する斜面地建築物については、適用しない。</p> <p>(1) 法第55条第3項_____、第59条の2第1項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた斜面地建築物</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(斜面地建築物の構造の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する斜面地建築物については、適用しない。</p> <p>(1) 法第55条第3項若しくは第4項、第59条の2第1項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた斜面地建築物</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第28号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第1(第2条関係) 【別記 参照】 別表第2(第3条—第8条関係) 1～39 (略) <u>40 武庫川町西地区整備計画区域</u> (略) <u>41 武田尾地区整備計画区域</u> (略)</p>	<p>別表第1(第2条関係) 【別記 参照】 別表第2(第3条—第8条関係) 1～39 (略) <u>40 武庫川町西地区地区整備計画区域</u> (略) <u>41 武田尾地区地区整備計画区域</u> (略) <u>42 安倉上池地区地区整備計画区域</u> (略)</p>

【別記】

(現行)

名称	区域
武田尾地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画武田尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(改正案)

名称	区域
武田尾地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画武田尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
安倉上池地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画安倉上池地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

議案第29号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
別表第2(第6条、第10条関係) (1)～(4) (略) (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条____に規定する博物館に相当する施設 (6)～(10) (略)	別表第2(第6条、第10条関係) (1)～(4) (略) (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 (6)～(10) (略)

議案第30号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 普通墓所の使用(第5条—第18条)</p> <p>第3章 特別墓所の使用(第19条—第32条)</p> <p>第4章 <u>合葬式墓所の使用(第33条—第42条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第43条—第46条)</u></p> <p>第6章 <u>罰則(第47条)</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>祭祀承継者 祭祀を主宰する者に係る相続人、親族(民法第725条に規定する親族をいう。以下同じ。)、同法第958条の3</u> <u>に規定する特別縁故者又は同法第897条の規定による承継者をいう。</u></p> <p>(墓所及び施設)</p> <p>第4条 霊園には次の各号に掲げる霊園の区分に応じ、当該各号に定める墓所を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市立宝塚すみれ墓苑 普通墓所、<u>特別墓所及び合葬式墓所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(普通墓所の使用者の範囲)</p> <p>第6条 普通墓所を使用することができる者は、<u>本市に住所を有する自然人で、次の各号のいずれかの要件に該当するものでなければならぬ。</u> <u>ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(普通墓所使用料等の<u>返還</u>)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 普通墓所の使用(第5条—第18条)</p> <p>第3章 特別墓所の使用(第19条—第32条)</p> <p>第4章 <u>合葬式墓所の使用(第33条—第41条)</u></p> <p>第5章 <u>樹木葬式墓所の使用(第42条—第52条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第53条—第56条)</u></p> <p>第7章 <u>罰則(第57条)</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>樹木葬式墓所 樹木等を主な墓標とし、その樹木等の周囲に焼骨を埋蔵する墓所をいう。</u></p> <p>(5) <u>祭祀承継者 祭祀を主宰する者に係る相続人、親族(民法第725条に規定する親族をいう。以下同じ。)、同法第958条の2第1項に規定する特別縁故者又は同法第897条の規定による承継者をいう。</u></p> <p>(墓所及び施設)</p> <p>第4条 霊園には次の各号に掲げる霊園の区分に応じ、当該各号に定める墓所を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市立宝塚すみれ墓苑 普通墓所、<u>特別墓所、合葬式墓所及び樹木葬式墓所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(普通墓所の使用者の範囲)</p> <p>第6条 普通墓所を使用することができる者は、<u>_____、次の各号のいずれか_____に該当する自然人(規則で定める場合にあっては、市内に住所を有する者に限る。)</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(普通墓所使用料等の<u>還付</u>)</p>

2 (略)

3 市長は、合葬式墓所の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に際し、条件を付することができる。

(合葬式墓所への埋蔵)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、合葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

5 (略)

(合葬式墓所使用料)

第37条 (略)

2 既納の合葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 合葬式墓所使用者が合葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第40条の規定による届出をした場合 合葬式墓所使用料の5割に相当する額

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 合葬式墓所使用料の全部又は一部

(記名板への刻字等)

第38条 合葬式墓所使用者 _____ は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者 _____ は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 記名板に刻字しようとする合葬式墓所使用者は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

4 (略)

できる。

3 (略)

(合葬式墓所への埋蔵)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 合葬式墓所の使用許可に係る焼骨の埋蔵は、市がこれを行う。

5 前各項に規定するもののほか、合葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

6 (略)

(合葬式墓所使用料)

第37条 (略)

2 既納の合葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓所使用者が合葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第39条の規定による届出をした場合、合葬式墓所の使用料の5割に相当する額を還付することができる。

(記名板への刻字等)

第38条 合葬式墓所使用者及びその者の遺族その他の関係者は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者(以下この条において「合葬式墓所記名板刻字申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 合葬式墓所記名板刻字申請者 _____ は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

4 (略)

(合葬式墓所使用权の承継)

第39条 合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓所使用者の死亡その他の理由により合葬式墓所使用权を承継しようとする祭祀承継者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、その事由発生後速やかに市長に申請しなければならない。

(合葬式墓所の使用の取りやめ)

第40条 (略)

(合葬式墓所の使用許可の取消し)

第41条 (略)

(焼骨の返還)

第42条 (略)

(合葬式墓所の使用の取りやめ)

第39条 (略)

(合葬式墓所の使用許可の取消し)

第40条 (略)

(焼骨の返還)

第41条 (略)

第5章 樹木葬式墓所の使用

(樹木葬式墓所の施設)

第42条 樹木葬式墓所に、次の各号に掲げる墳墓及び記名板を置く。

- (1) 共同埋蔵型墳墓
- (2) 大型シンボルツリー型墳墓
- (3) 小型シンボルツリー型墳墓
- (4) ガーデニング型墳墓

(樹木葬式墓所使用者の範囲)

第43条 樹木葬式墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する自然人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 樹木葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を所持している者
- (2) 自己又は親族の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために樹木葬式墓所を使用する権利(以下「樹木葬式墓所使用权」という。)を取得しようとする者

(樹木葬式墓所の使用許可等)

第44条 樹木葬式墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による樹木葬式墓所の使用許可(以下「樹木葬式墓所使用許可」という。)は、その使用場所を指定して行い、原則として申請者1人につき1箇所とする。

3 市長は、樹木葬式墓所使用許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付することができる。

4 市長は、樹木葬式墓所使用許可を受けた者(以下「樹木葬式墓所使用者」という。)に、宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証(以下「樹木葬式墓所使用許可証」という。)を交付する。

5 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可の期間は、20年とする。

6 小型シンボルツリー型墳墓又はガーデニング型墳墓の使用許可を受けた場合において、前項に定める使用期間の経過後は、当該樹木葬式墓所使用許可を共同埋蔵型墳墓の使用許可とする。

(樹木葬式墓所への埋蔵)

第45条 樹木葬式墓所には、樹木葬式墓所使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 共同埋蔵型墳墓の使用許可に係る焼骨の埋蔵及び次項の規定による改葬は、市がこれを行う。

3 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓に焼骨を埋蔵する場合において、前条第5項に定める使用期間の経過後は、当該焼骨を共同埋蔵型墳墓に改葬するものとする。

4 前項の場合において、共同埋蔵型墳墓への改葬に要する費用は、市が負担する。

5 前各項に規定するもののほか、樹木葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

(樹木葬式墓所使用料)

第46条 樹木葬式墓所使用者は、別表第4に掲げる額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「樹木葬式墓所使用料」という。)を使用許可の際納付しなければならない。ただし、第44条第6項の規定により共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた場合については、この限りでない。

2 既納の樹木葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、樹木葬式墓所使用者が樹木葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第50条の規定による届出をした場合は、樹木葬式墓所使用料の5割に相当する額を還付することができる。

(樹木葬式墓所における石板の造営)

第47条 樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた者(以下「共同埋蔵型墳墓使用者」という。))を除く。次項、第49条

及び第52条において同じ。)は、規則で定める基準に従い樹木葬式墓所に家名等を刻字した石板(以下「石板」という。)の造営を行うことができる。

- 2 樹木葬式墓所使用者は、前項の規定により石板の造営を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(記名板への刻字等)

第48条 共同埋蔵型墳墓使用者及びその者の遺族その他の関係者は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

- 2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者(以下この条において「樹木葬式墓所記名板刻字申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 3 樹木葬式墓所記名板刻字申請者は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

- 4 既納の記名板使用料は、還付しない。

(樹木葬式墓所の返還)

第49条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、市長に届け出て、直ちに当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

- 2 前項の規定により返還された樹木葬式墓所の原状回復は、市がこれを行う。

(樹木葬式墓所の使用の取りやめ)

第50条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合(大型シンボルツリー型墳墓、小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可を受けた者にあつては、石板の造営を行っていない場合に限る。)において、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(樹木葬式墓所の使用の取消し)

第51条 市長は、樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓使用者にあつては、当該墳墓に焼骨を埋蔵していない者に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、樹木葬式墓所使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したと

第5章 雑則

(霊園使用許可証等の書換え)

第43条 普通墓所使用者、特別墓所使用者及び合葬式墓所使用者

は、霊園使用許可証又は合葬式墓所使用許可証 (以下「霊園使用許可証等」という。)に記載された事項に変更が生じたときは、市長に届け出て、霊園使用許可証等の書換えを受けなければならない。

2 第12条の規定により普通墓所使用権を承継する者、第26条の規定により特別墓所使用権を承継する者及び第39条の規定により合葬式墓所使用権を承継する者は、市長に届け出て霊園使用許可証等の書換えを受けなければならない。

(行為の制限)

第44条 (略)

(損害負担)

第45条 市長は、普通墓所及び特別墓所 _____ の使用許可後に生じた墳墓、墓碑、形像類その他の工作物及び建築物に関する損害については、賠償の責めを負わない。

(委任)

第46条 (略)

第6章 罰則

第47条 (略)

き。

(2) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。

(焼骨の返還)

第52条 市長は、樹木葬式墓所使用者から埋蔵した焼骨の返還請求があつた場合は、当該焼骨を当該樹木葬式墓所使用者に返還する。

2 前項の場合において、樹木葬式墓所使用者は、焼骨の返還後直ちに第49条の規定に基づき当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

3 共同埋蔵型墳墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第6章 雑則

(霊園使用許可証等の書換え)

第53条 普通墓所使用者、特別墓所使用者、合葬式墓所使用者及び樹木葬式墓所使用者は、

霊園使用許可証、合葬式墓所使用許可証又は樹木葬式墓所使用許可証(以下「霊園使用許可証等」という。)に記載された事項に変更が生じたときは、市長に届け出て、霊園使用許可証等の書換えを受けなければならない。

(行為の制限)

第54条 (略)

(損害負担)

第55条 市長は、普通墓所、特別墓所及び樹木葬式墓所(共同埋蔵型墳墓を除く。)の使用許可後に生じた墳墓、墓碑、形像類その他の工作物及び建築物に関する損害については、賠償の責めを負わない。

(委任)

第56条 (略)

第7章 罰則

第57条 (略)

附 則

- 5 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例(平成29年条例第25号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年9月1日前に宝塚市営西山霊園及び宝塚市営長尾山霊園の使用許可の申請をした者に係る永代使用料及び永代管理料については、なお従前の例による。

附 則

別表第4(第46条関係)

表 (略)

宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例(平成29年条例第25号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 改正後の<u>宝塚市営霊園条例</u>の規定は、平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をする者に係る<u>使用料及び管理料</u>について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者に係る<u>永代使用料及び永代管理料</u>については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 改正後の第8条_____の規定は、平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をする者に係る_____管理料について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者に係る_____永代管理料については、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>改正後の第10条の2の規定は、平成29年9月1日以前に霊園の使用許可の申請をした者(令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものに限る。)</u>及び平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をした者に係る<u>永代使用料及び永代管理料又は使用料及び管理料の還付について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者(令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものを除く。)</u>に係る<u>永代使用料及び永代管理料の還付</u>については、なお従前の例による。</p>

議案第31号

工事請負契約(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その5))の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和6年(2024年)3月31日
- 2 設計者 神戸市中央区花隈町3-35
川崎地質株式会社 神戸支店
支店長 溝端 一博
- 3 予定価格 ¥228,879,200.-
(入札書比較価格 ¥208,072,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥178,439,140.-
(入札書比較価格 ¥162,217,400.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)	
(株)アーデント	180,000,000	落札
(株)柄谷工務店	192,800,000	
宇都宮建設(株)	199,100,000	
伊藤建設(株)	186,000,000	
金山建設工業(株)	185,000,000	
(株)橋本建設	191,320,000	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥18,000,000.-
- 7 その他 位置図、平面図及び標準横断図(別紙添付)

位置図

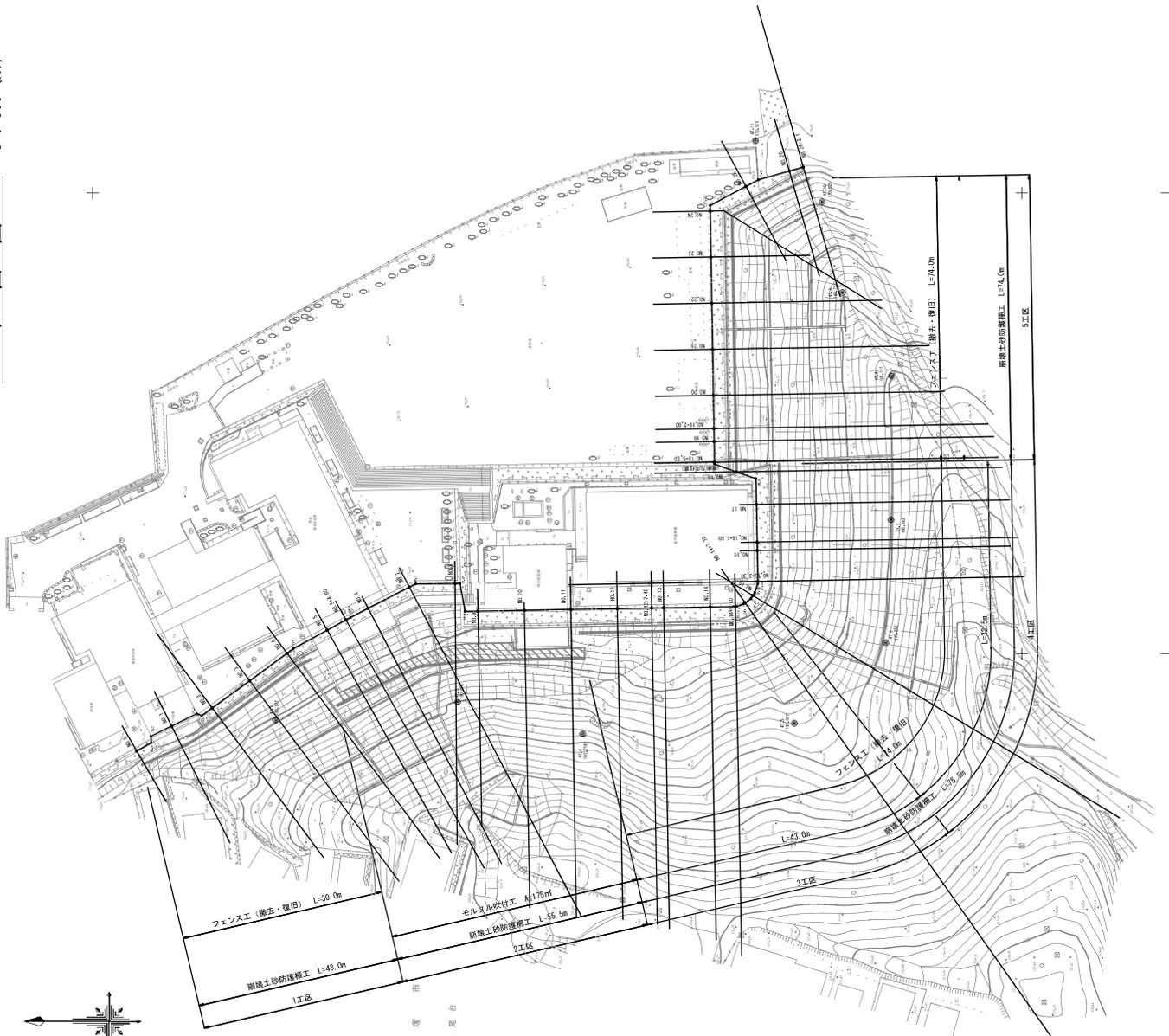
工事名：土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）

工事場所：宝塚市長尾台1丁目地内

(S=1 : 5,000)



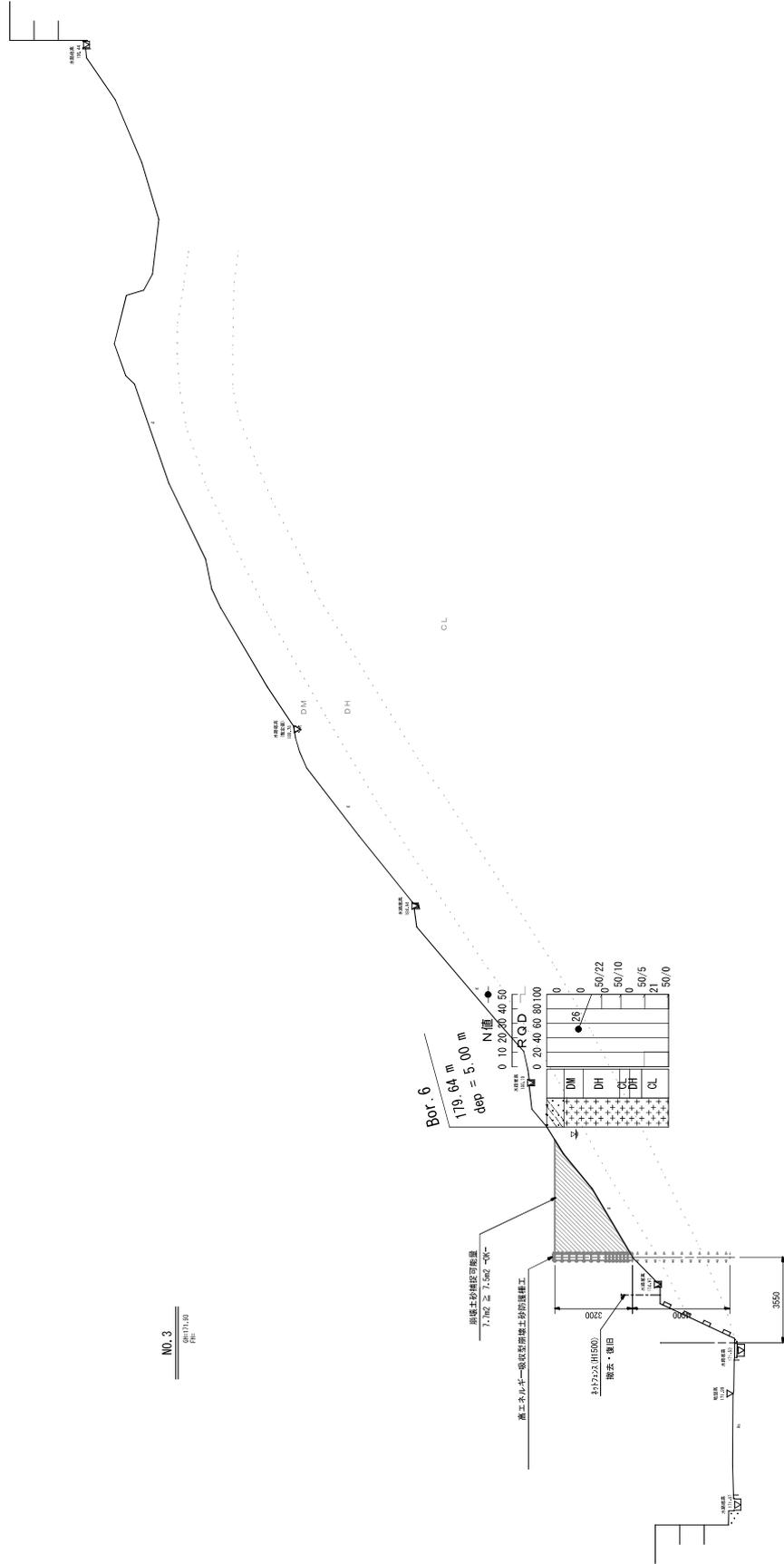
平面図 S=1:500 (A1)



令和4年度	
東京都建設局 建設部 建設課 建設課 (400)	
図面番号	2
縮尺	1:500 (A1)
製図者	佐藤 誠

標準横断面

S=1:100 (A1)



NO. 3
 01171.140
 1/100

単位と寸法 土砂防護壁の単位 (単位欄): 片側工事 (左の方)	
基礎の長さ (L) (m)	3
橋脚の長さ (L) (m)	1100 (40)
橋脚の長さ (L) (m)	60

DL=IP+165.000

議案第32号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1））の変更について

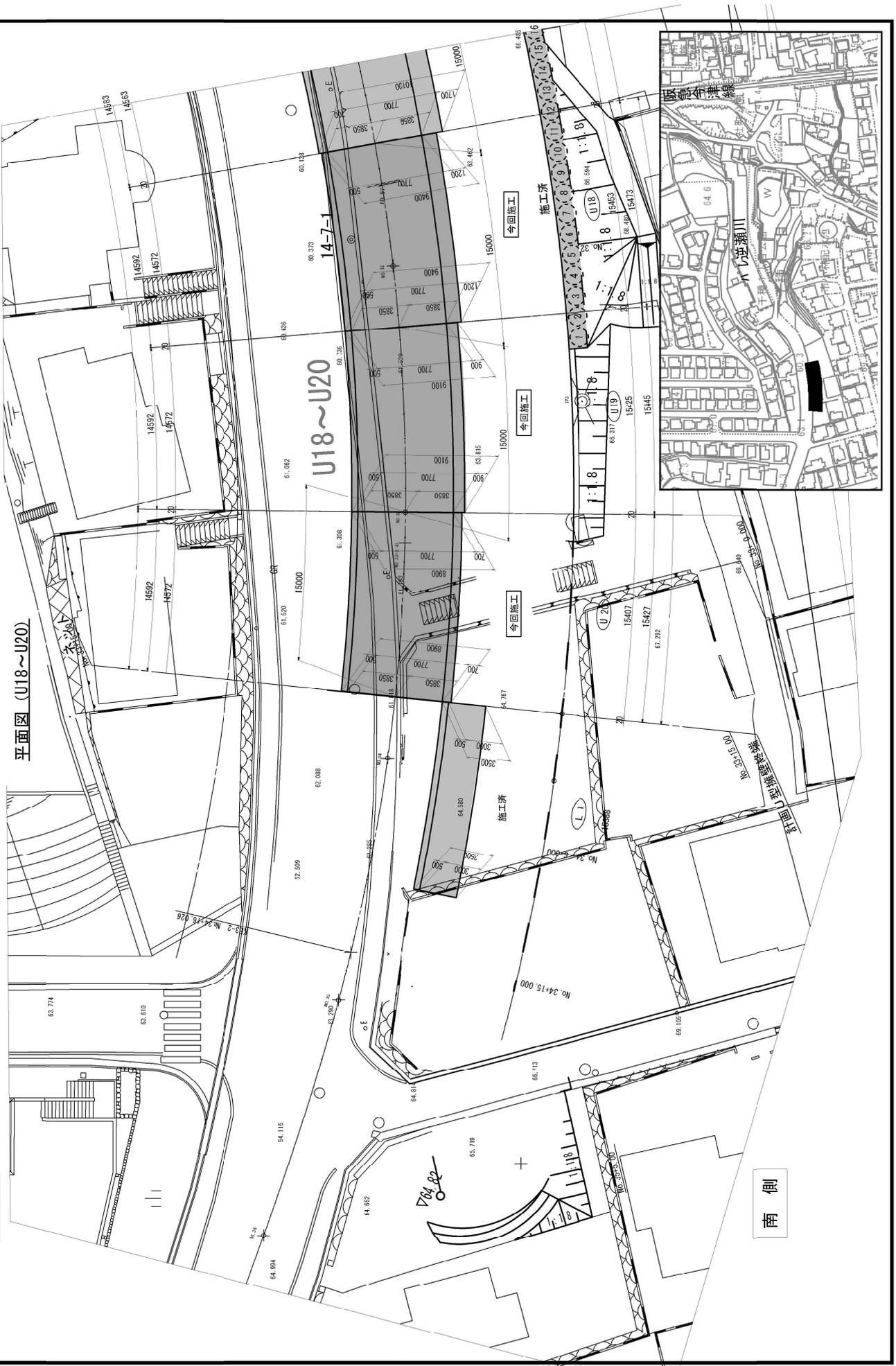
- 1 工事期間 着工 令和4年10月7日
完工予定 令和6年3月29日
- 2 変更内容 仮設工の見直しにより覆工板工を追加する。
- 3 その他 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付）

北側

南側

平面図 (その1) S=1:約430

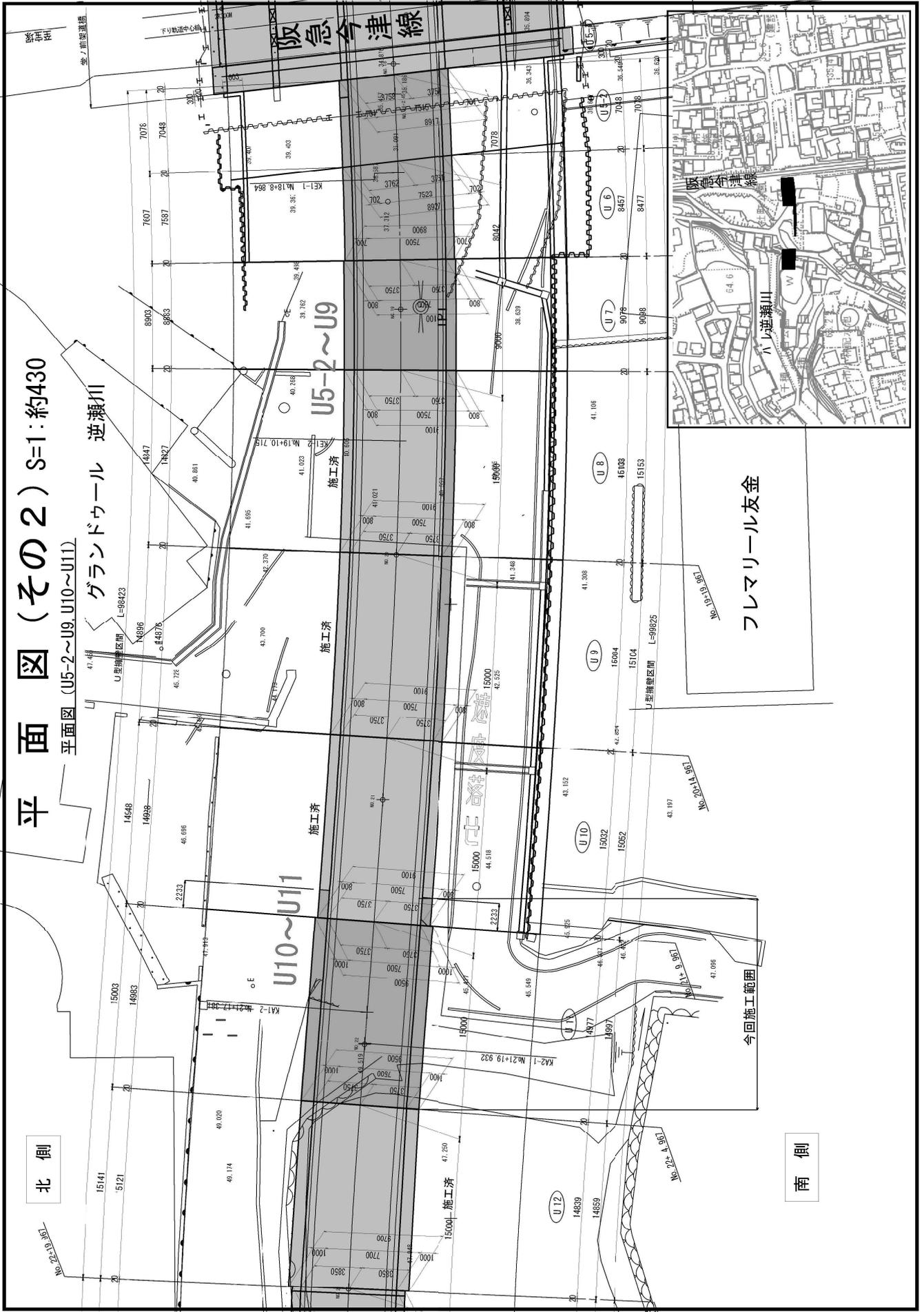
平面図 (U18~U20)



平面図 (その2) S=1:約430

平面図 (U5-2~U9, U10~U11)

グランドウール 逆瀬川

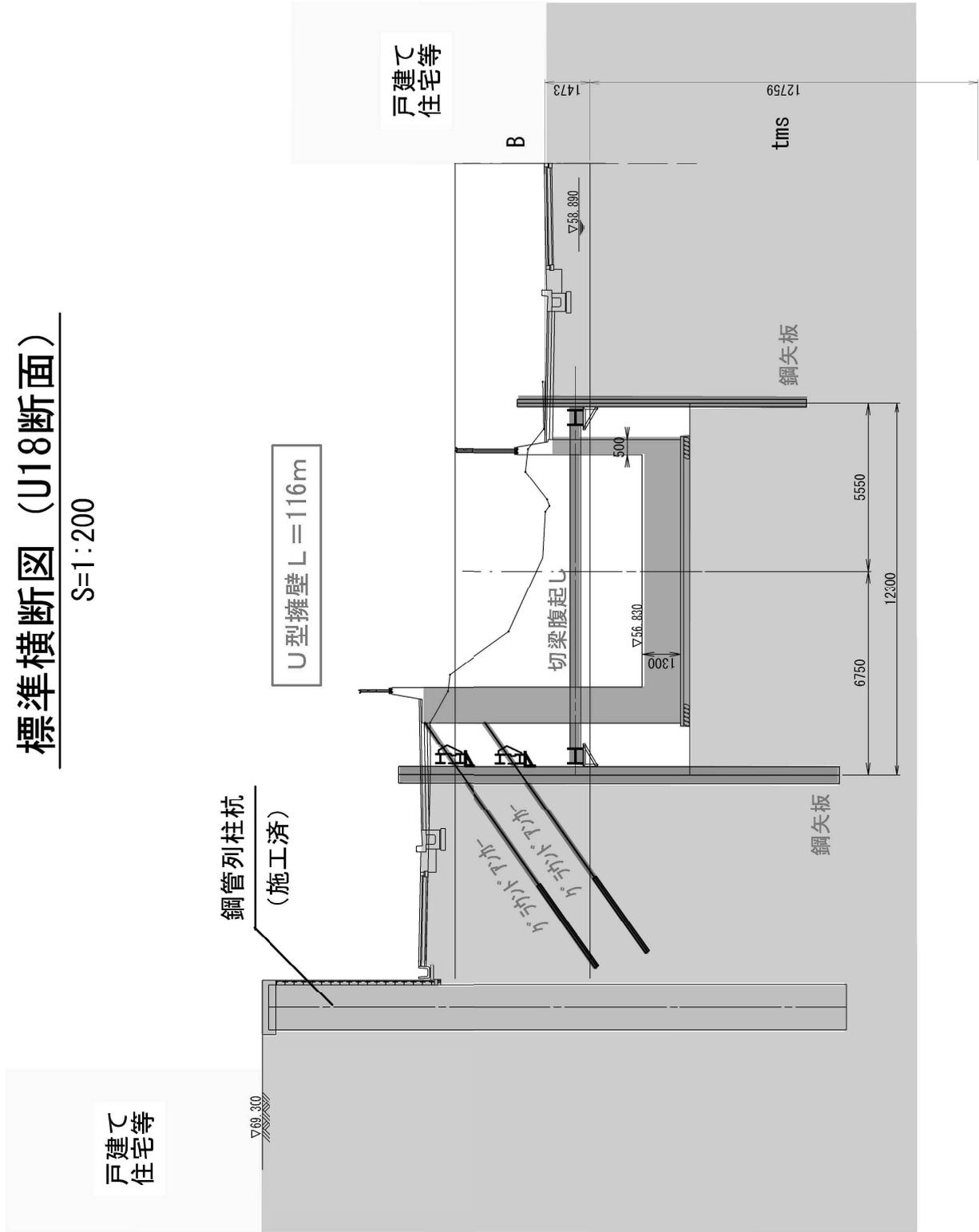


北側

南側

標準横断面図 (U18断面)

S=1:200



議案第33号

権利の放棄について

概要

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)第12条第1項の規定により、阪神・淡路大震災により負傷し、又は住居、家財に被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し本市が貸付けを行った総額5,780,500,000円(総件数2,775件)の災害援護資金貸付金に関し、これまで長期にわたり債権回収及び償還免除手続を進めてきたものの、居所不明等により接触が困難な者や、償還免除の対象とならないものの償還が困難な者に対して有する債権が依然として残っており、今後も償還及び償還免除が困難であることに鑑み、38件46,224,010円(当該貸付金について生じた利息を含む。)について権利の放棄をしようとするものである。

議案第34号から第36号まで
市道路線の認定について
道路法(抜粋)

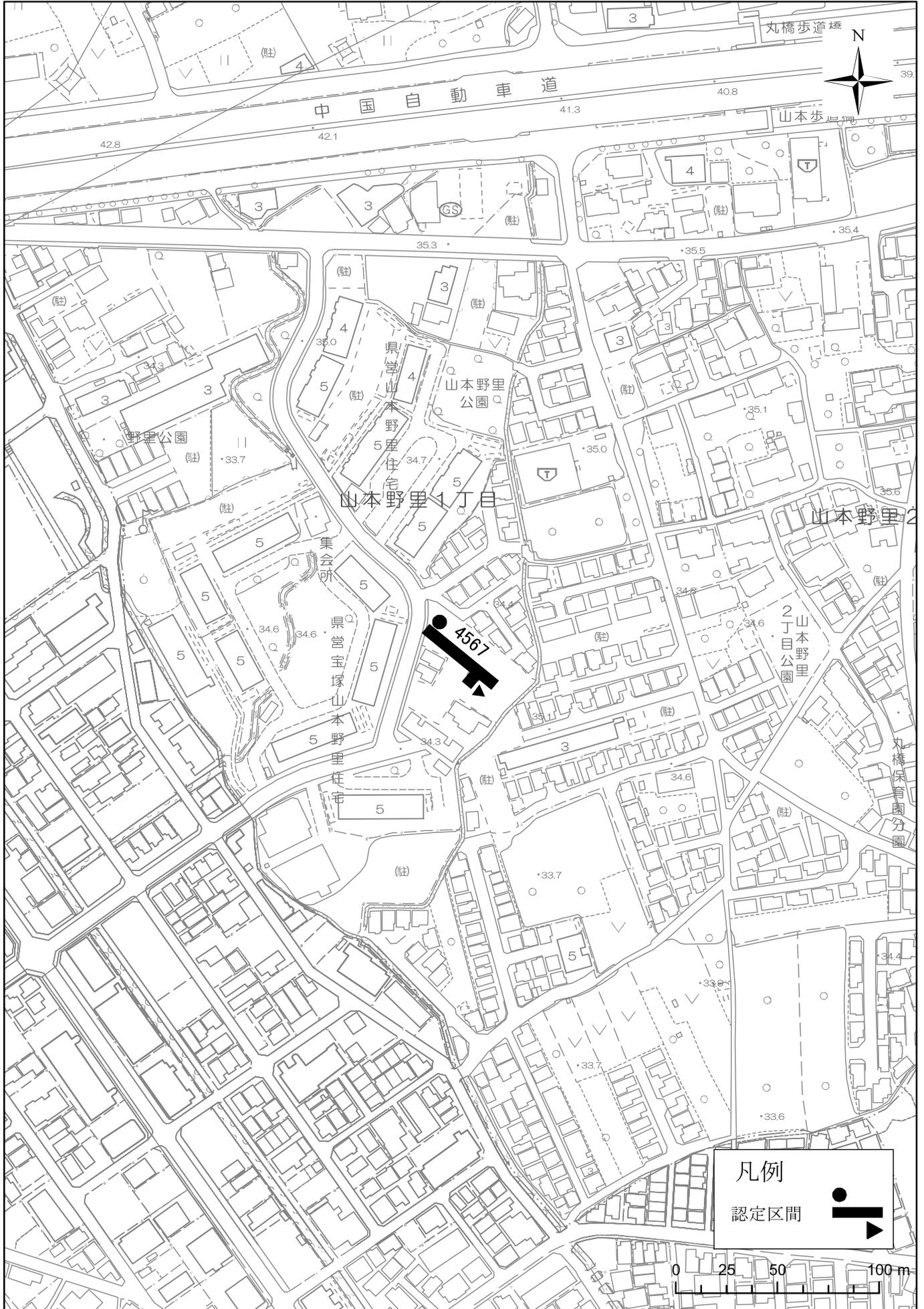
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

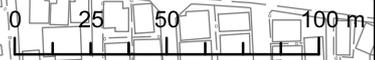
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

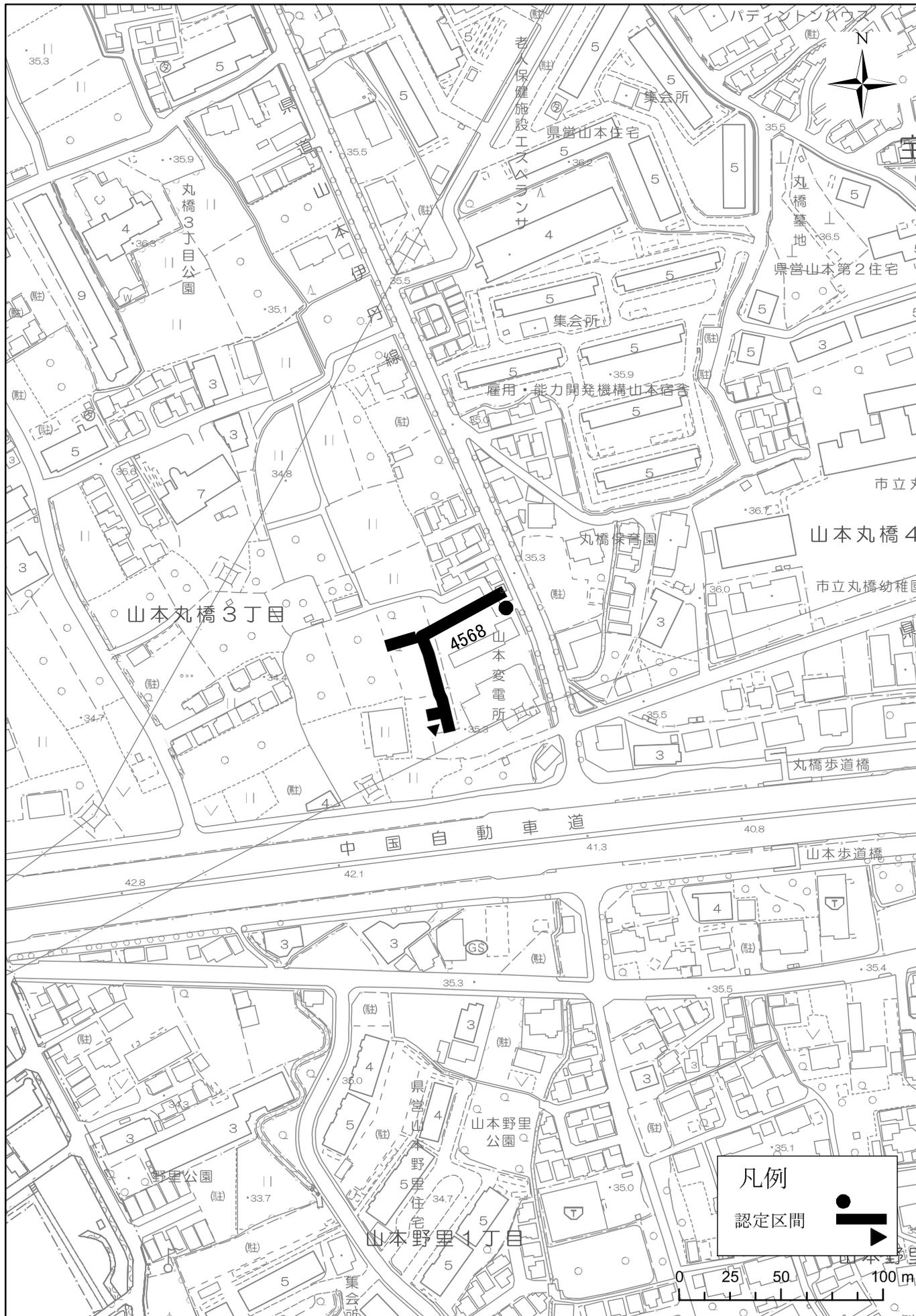
議案第34号
市道路線の認定について
認定路線図



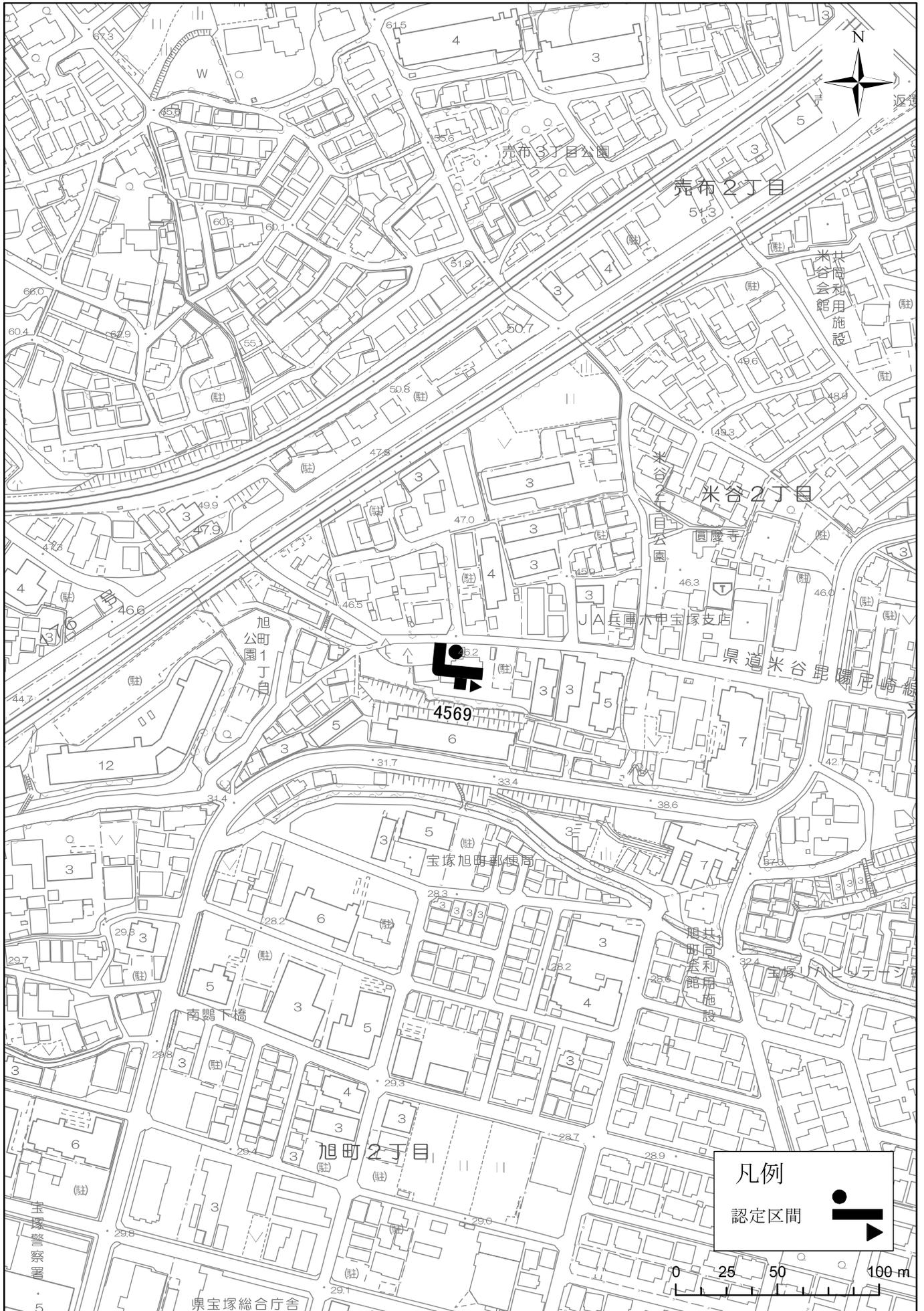
凡例
認定区間



議案第35号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第36号
市道路線の認定について
認定路線図



諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 津 國 千恵子
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED]
職 歴 昭和54年 9月 尼崎南武庫郵便局入局
平成 5年 4月 宝塚市立養護学校PTA会長
平成 8年 4月 宝塚市体育指導委員
(平成24年4月宝塚市スポーツ推進委員に名称変更)
現在に至る。
平成11年 9月 民生委員・児童委員
現在に至る。
平成13年 4月 高司小学校区人権啓発推進委員会委員長
現在に至る。
平成26年 7月 人権擁護委員
平成29年 7月 人権擁護委員
令和 2年 7月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

※個人情報保護のため、一部マスクングしています。